

## 親族間の古今伝受

——古今伝受の道統と内容——

中院通躬の古今伝受について、盛田帝子氏は「中院通躬は、靈元天皇と父である通茂から伝受を相伝され、伝受保持者となっていたが、元文三年（一七三八）に武者小路実陰が没した後は、御所で唯一の古今伝受保持者となっていた。」<sup>(1)</sup>という。

靈元院から中院通躬への古今伝受については海野圭介氏が詳細に論じている。<sup>(2)</sup>しかしながら父である中院通茂から通躬への古今伝受については記されていない。通躬はどのようにして父から古今伝受を受けたのであろうか。また、父から受けた古今伝受は御所に伝わる古今伝受とどのような関係にあるのだろうか。本稿では親族による古今伝受について検討を加えたい。

### 一 中院通躬の古今伝受

48  
まず、海野氏の論により、中院通躬の古今伝受について確認してお

こう。

正徳四年（一七一四）の靈元院から武者小路実陰への古今伝受については、『院中番所日記』正徳四年五月四日上に「今度、武者小路前宰相、古今集依可有御伝受、自今日被始御講談、因茲巳刻武者小路前宰相參候、并中院前大納言同參入聴聞之」とあり、この日より講釈が開始されたこと、中院通躬が講釈の「聴聞」に陪席したことが知られる。（中略）

三十日条に記される祝賀の対象者には五月四日条に「聴聞」と記されていた通躬の名は見えないが、『光栄公記』同日条には「中院通躬卿講尺聴聞、於伝授者無之云々」とあり、通躬は文字通り聴聞者の立場にあり、切紙伝受は行なわれなかった。

海野氏の考証によると、中院通躬は靈元院から武者小路実陰への古

小 高 道 子

今伝受際、講釈の「聴聞」に「陪席」したのみであり、古今伝受者ではなく、古今伝受終了の祝賀の対象者でない。また「切紙伝受は行なわれなかった」という。

通躬の父である通茂は、寛文四年に後西院と同時に後水尾院から古今伝受を受けている。そのため通躬は通茂から詠歌指導を受けていたと推定されるが、古今伝受も継承していたのであろうか。

通茂が受けた古今伝受は、細川幽斎から伝受した智仁親王が後水尾天皇に相伝して、御所に於継承されることになった。それまで最も優れた門弟を選んで一人ずつ相伝していた古今伝受が御所に入ることにより、継承者は後西天皇になった<sup>(3)</sup>。

古今伝受の中心が御所に移り継承者が決まることにより古今伝受は複数人が同時に受けられることになった。神事をおこない、御所において複数人が同時に古今伝受を受ける事になった御所伝受において、御所伝受の中心は後水尾院であり、継承するのは後西院であった。後西院は靈元天皇に古今伝受を伝え、皇族による相伝が定着した。こうした中で古今伝受を受けた中院通茂は、後水尾院から伝受した御所伝受の内容を、中院家の古今伝受として通躬に伝えたのであろうか。

また、通茂の曾祖父通勝は細川幽斎から古今伝受を受けているが、通茂は後水尾院からの古今伝受とあわせて中院通勝以来の中院家の古今伝受を継承しているのであろうか。

## 二 昌琢への許状

智仁親王から後水尾天皇に相伝されることで古今伝受は御所に入った。御所に伝えられた古今伝受は内容的にも三条西家の秘伝より充実しており、古今伝受の主流は三条西家から御所に移り、いわゆる御所伝受になる。こうした中で智仁親王は、連歌師昌琢に対して父昌叱が所蔵する資料の閲覧を許可した<sup>(4)</sup>。この時の許状が宮内庁書陵部に伝わる。

古今集之事昌琢年齢可然之間、開昌叱所蔵与抄箱切紙以下逐一閲覧尤候。不審之儀者可尋此方旨、可有伝言也。

寛永三年三月十日

(智仁花押)

阿野中納言殿

昌琢は昌叱の子。昌叱は紹巴に古今伝受を受けているが、紹巴は公条に古今伝受を許されなかった。そのような傍流の古今伝受ではあるが、父が伝受した古今伝受資料を閲覧することについて智仁親王の許状をもらっている。こうしたことから、父子であっても、無条件には古今相伝ができないことがうかがわれる。

## 三 近衛信尹から信尋へ

近衛信尹は古今伝受と連歌伝受を継承していたが、その子信尹と年



## 五 御所伝受の道統

後西院から古今伝受を受けた靈元天皇は、皇族に古今伝受を伝えることができなかった。武者小路実陰、中院通躬が薨去したことにより、靈元院直系の古今伝受継承者は途絶えた事になる。横井金男氏の『古今伝授沿革史論』(一九四三年 大日本百科全書刊行会<sup>8)</sup>)に掲載された御所伝受の系図には、靈元天皇から中院通躬の後、「開見」として烏丸光栄に伝えられた後、桜町天皇に相伝されたことと記されている。桜町天皇が烏丸光栄から古今伝受を受けたことは、和歌両神に伝わる古今伝受後奉納和歌によっても裏付けられる。師弟間における相伝の系譜は系図の通りであろう。しかしながら、古今伝受の内容については、靈元天皇直系の秘伝を継承することができなかった桜町天皇は、後西院皇が後水尾天皇より継承して封をした古今伝受資料を収める箱をひらくことにより、古今伝受の内容を継承したと推定される。古今伝受の道統を絶やさずに伝えることと、古今伝受の内容を継承することは、分けて考察することが必要であろう。

細川幽齋から智仁親王への古今伝受では、講釈が終了していないにもかかわらず細川幽齋は智仁親王に相伝証明状を与えて道統が絶えないようにした。その後、智仁親王は、細川幽齋から預けられた古今伝受資料を書写校合することで、細川幽齋の古今伝受の内容を継承した。また、近衛信尹は信尋に直接相伝することができなかったため、連歌師兼与に秘伝を預け、信尋が成人した後に返し伝受が行われることになっていとされる。しかしながら、信尹は、信尋が二十歳になった

ら見るようにと、連歌伝受の秘伝を書き記していた。<sup>9)</sup>その内容は、信尹が兼与に与えた秘伝とは比較にならないほど充実したものである。信尹は、兼与を通すことで道統が途切れないようにする一方で、秘伝の内容は、信尹のために書き記しておいたと推定される。

桜町天皇の場合も同様であろう。靈元院から中院通躬、そして烏丸光栄を通して古今伝受を継承することで、古今伝受の道統は継承された。その一方で、桜町天皇は、御所に伝わる古今伝受の箱を開封することにより、古今伝受の内容を継承した。後西院により封印された古今伝受資料は、靈元院により開封されることはなく、桜町天皇により開封された。桜町天皇が古今伝受を継承して和歌両神に古今伝受後奉納和歌を奉納したのは、後西院が封をした古今伝受資料の箱を開封した翌年である。和歌両神への古今伝受後奉納和歌は、靈元院によって奉納されず、後西院により奉納された六十年以上後のことであった。桜町天皇は、中院通躬・烏丸光栄を通して靈元院の古今伝受の道統を継承すると共に、御所に伝わる古今伝受資料を収めた箱を継承することにより、古今伝受の内容を継承したと言えよう。

## 注

- (1) 『近世雅文壇の研究』(二〇一三年 汲古書院)
- (2) 『靈元院の古今和歌集講釈とその問書』(『文化史の中の光格天皇』2018 勉誠出版)
- (3) 御所伝受の成立については「御所伝受の成立について」(『近世文芸』三六号)で検討を加えた。
- (4) 昌琢への許状については「古今伝受後の智仁親王(六)―昌琢への許

- 状をめぐって」(『梅花短期大学研究紀要』三八 一九九〇年三月)で検討を加えた。
- (5) 綿拔豊昭『近世前期猪苗代家の研究』(一九九八年 新典社)
- (6) 「近衛信尹の連歌伝受資料」(『連歌俳諧研究』138号 二〇二〇年三月)
- (7) 盛田氏注(1) 前掲書。
- (8) 引用は『古今伝授の史的研究』(一九八〇年 臨川書店)による。
- (9) 小高「近衛信尹の連歌伝受資料」(『連歌俳諧研究』二〇二〇年三月)

